

東北地理学会会則

1947年8月25日制定

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、東北地理学会（英訳 The Tohoku Geographical Association）と称する。

(目的)

第2条 本会は、会員相互の地理学的研究の達成をはかり、地理学の発展およびその応用に貢献することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 会誌およびその他の出版物の刊行
2. 学術大会および講演会の開催
3. 共同研究および共同調査の推進
4. 研究成果に基づいた建議および答申
5. 地理学関連図書およびその他資料の収集ならびに保管
6. 内外学術諸団体およびその他関係機関との交流
7. その他本会の目的を達成するために必要な事業

(事務所)

第4条 本会の事務所は、宮城県仙台市におく。

2 本会の事務所は、当分の間、東北大学理学部地理学教室におく。

第2章 会員

(会員の種別)

第5条 本会の会員は、一般会員および名誉会員とする。

2 一般会員は、本会の目的に賛同し、幹事会の承認を受けた者とする。

3 名誉会員は、評議会において推挙され、総会の賛同を得た者とする。

(入会)

第6条 本会の一般会員となるためには、東北地理学会細則（以下「細則」という。）の定めるところにより、入会手続きを行うものとする。

(会費)

第7条 一般会員は、細則の定めるところにより、会費を納入しなければならない。

2 会費は、前納するものとする。

3 既納の会費は、いかなる理由があっても返還しない。

4 会費に関する一切の事項は、幹事会で決定する。ただし、会費の変更は、総会の承認を得るものとする。

(参加費および分担金)

第8条 会員は、前条に定める会費のほか、本会の事業に要する費用にあてるため、参加費または分担金を負担することがある。

(会員の特典)

第9条 会員は、次の特典を有する。

1. 研究成果を学術大会等または会誌において発表すること
2. 学術大会・講演会等本会が主催する行事に参加すること
3. 会誌の配布を受けること
4. 本学会保管の地理学関係図書・その他資料を閲覧すること

2 会費滞納が1か年以上に及ぶときは、前項の特典を停止することがある。

(退会)

第10条 本会を退会しようとする会員は、その旨を本会に申し出て、幹事会の承認を得るものとする。

(除籍)

第11条 一般会員が次の一に該当するときには、評議会の決議を経て除籍することができる。

1. 会費を2か年以上滞納したとき
2. 本会の名誉を傷つけまた本会の活動を著しく阻害する行為があったとき

(意見の答申)

第12条 会員は、会務の執行に関し、書面をもって会長に自由に意見を述べることができる。

第3章 役員

(役員の種類)

第13条 本会に次の役員をおく。

会長(1名) 会計監査(2名) 評議員(30名以内)
幹事長(1名) 幹事(若干名)
編集委員長(1名) 編集委員(若干名)

(役員職務)

第14条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 会計監査は、本会の会計を監査する。

3 評議員は、本会の運営方針および総会に提出する議案の審議ならびに会長の選出を行う。

4 幹事長は、幹事会を代表する。

5 幹事長および幹事は、事務局を組織して本会の運営事務を執行する。

6 編集委員長は、編集委員会を代表する。

7 編集委員長および編集委員は、編集委員会を組織して会誌の編集を行う。

(役員選任)

第15条 役員選任は、次のように行う。

1. 会長は、評議員が一般会員の中から選挙により選出する。
2. 会計監査は、評議員の互選により選出する。
3. 評議員は、一般会員が一般会員の中から選挙により選出する。
4. 幹事長は、幹事の互選により選出し、会長が委嘱する。
5. 幹事は、会長が一般会員の中から選出し、委嘱する。
6. 編集委員長は、編集委員の互選により選出し、会長が委嘱する。
7. 編集委員は、会長が一般会員の中から選出し、委嘱する。

2 役員は、次を除き相互を兼ねることができない。

1. 評議員と会計監査
2. 評議員と幹事(5名以内)
3. 評議員と編集委員(5名以内)
4. 会計監査と編集委員

3 選挙は別に定める選挙規程により行う。

(役員任期)

第16条 役員任期は、2年とする。

2 会長、会計監査、幹事長および編集委員長は、間に1任期以上の期間をおかなければ再選することができない。

3 評議員は、2期連続選出された場合には、間に1任期以上の期間をおかなければ再選することができない。

4 補欠により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

5 役員は、その任期満了後でも、後任者が就任するまでの間はその職務を行うものとする。

6 役員に欠員が生じた場合においても、会務に支障がないときは、これを補充しない。

(役員に事故あるときの職務代行)

第17条 会長に事故あるときは、幹事長および幹事が評議員の中から会長職務代行者を選出する。

2 幹事長に事故あるときは、幹事が互選により幹事長代行者を選出する。

3 編集委員長に事故あるときは、編集委員が互選により編集委員長代行者を選出する。

(役員辞任)

第18条 役員が辞任するときは、会長の同意を得なければならない。

第4章 会議

(会議の種類)

第19条 本会の会議は、総会、評議会、幹事会および編集委員会とする。

(総会)

第20条 総会は、定期総会および臨時総会の2種とする。

2 総会は、あらかじめ日時・場所および議題を予告して会長が招集する。

3 定期総会は、毎年春に開催する。

4 臨時総会は、次の場合に開催する。

1. 評議会が開催することを決議したとき

2. 幹事会が決議し、会長宛請求したとき

3. 会員総数の10分の1以上に相当する会員が事由を付し連署のうえ会長宛請求したとき

5 総会は、出席者の互選による議長をおいて議事を運営する。

6 総会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

7 総会は、本会則に定めのあるもののほか、評議会の議を経た次の事項を決する。

1. 前年度の事業報告および事業報告の承認に関する事

2. 前年度の収支決算および財産目録の承認に関する事

3. 当年度の事業計画および予算に関する事

4. その他本会の運営に関する重要な事

(評議会)

第21条 評議会は、会長・評議員および幹事長による構成で行う。ただし、評議会が必要と認めた場合は、これ以外の者を出席させることができる。

2 評議会は、会長が招集する。

3 評議会は、総会の開催前1か月以内に開催するほか、次により開催する。

1. 会長が必要と認めたとき

2. 評議会総数の3分の1以上に相当する評議員が会長宛請求したとき

3. 幹事長が議決し、会長宛請求したとき

4 評議会は、構成員総数の過半数の出席をもって成立する。ただし、当該議事について会長宛にあらかじめ書面をもって意志を表示したものは、出席者とみなす。

5 評議会は会長が議長となり議事を運営する。

6 評議会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

7 評議会は、本会則に定めのあるもののほか、本会の運営に関する重要な事項を評議する。

(幹事会)

第22条 幹事会は、幹事長および幹事による構成で行う。

2 会長は、幹事長から要請があった場合は、幹事会に出席するものとする。

3 幹事会は幹事長が招集する。

4 幹事会は、構成員数の過半数の出席によって成立する。

5 幹事会は、幹事長が議長となり議事を運営する。

6 幹事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長が決する。

7 幹事会は、本会則に定めのあるもののほか、次の事項を決議する。

1. 本会運営事務の執行方法等に関する事

2. 事務局の運営に関する事

3. 予算・決算および事業計画に関する事

(編集委員会)

第23条 編集委員会は、編集委員長および編集委員による構成で行う。

2 編集委員会は、編集委員長が招集する。

3 編集委員会は、編集委員長が議長となり議事を進行する。

4 編集委員会の議事のうち、幹事会との協議を必要とする事項については、幹事会の議を経るものとする。

5 編集委員長は、幹事会に出席し編集状況などを報告する。

第5章 会計および資産

(会計年度)

第24条 本会の会計年度は、毎年、4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

(資産)

第25条 本会の資産は、次のとおりとする。

1. 会費

2. 参加費および分担金収入
3. 寄付金品
4. 事業に伴う収入
5. その他

第6章 その他

(会則の変更)

第26条 本会則は、総会の決議を経なければ変更できない。

(委員会の設定)

第27条 本会には、必要に応じ委員会を置くことができる。

(細則および諸規程)

第28条 本会則の施行に必要な事項は、評議会の議決を経て細則で定める。

2 その他本会の運営に関し必要な事項は、幹事会が別に定める。

附 則

附則

1 本会則は、1947年8月25日から施行する。

附則(1949年)

1 本会則は、1949年5月から施行する。

附則(1953年)

1 本会則は、1953年4月から施行する。

附則(1958年)

1 本会則は、1958年10月から施行する。

附則(1960年)

1 本会則は、1960年5月から施行する。

附則(1976年)

1 本会則は、1976年10月から施行する。

附則(1984年)

1 本会則は、1984年5月から施行する。

附則(1988年)

1 本会則は、1988年10月から施行する。

附則(1993年)

1 本会則は、1993年5月から施行する。

附則(1995年)

1 本会則は、1995年5月22日から施行する。

附則(2017年)

1 本会則は、2017年5月から施行する。

附則(2018年)

1 本会則は、2018年5月19日から施行する。